契約書参考例

公費負担の対象となるためには、有償契約を締結する必要があります。

契約書は、任意様式となりますが、契約の一方は候補者本人であり、その申込意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示されていることが必要です。

また、契約書には少なくとも次の事項が盛り込まれている必要があります。

なお、単価、金額等は全て税込みとしてください。

①　有償契約であること。

②　契約期間の記載があること。

③　契約金額（内訳金額を含む。）の記載があること。

④　車両が特定（車種、登録番号等）されていること。【自動車】

　　作成枚数が記載されていること。【ビラ、ポスター】

⑤　契約年月日の記載があること。

⑥　契約者の一方が候補者本人であること。

【掲載内容】

１　選挙運動用自動車使用契約書

２　選挙運動用自動車賃借契約書

３　選挙運動用自動車燃料供給契約書

４　選挙運動用自動車運転手契約書

５　選挙運動用ビラ作成契約書

６　選挙運動用ポスター作成契約書

（見本１）

選挙運動用自動車使用契約書

　立山町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の使用について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用する。

２　車種及び自動車登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　までの　　　　日間

５　契約金額　　金　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　円）

　　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　　　　円（税込）×　　　　　日間）

６　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

７　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　立山町　　　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

（見本２）

選挙運動用自動車賃借契約書

　立山町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第141号に基づき選挙運動のために使用する。

２　車種及び自動車登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　までの　　　　日間

５　契約金額　　金　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　円）

　　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　　　　円（税込）×　　　　　　　日間）

６　使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

８　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　立山町　　　　　　　選挙候補者

　住　所

　氏　名

乙　住　所

　名　称

　代表者

（見本３）

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　立山町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自働車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第141号に基づき選挙運動のために使用する自動車に燃料を供給する。

２　供給を受ける自動車登録番号又は車両番号

３　供給場所　　所在地

　　　　　　　　名　称

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　までの　　　　日間

５　単　　価　　単価１リットル当たり　　　　円

６　契約金額　　期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額

７　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

８　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　立山町　　　　　　　選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

（見本４）

選挙運動用自動車運転手契約書

　立山町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　　公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用する自動車を運転する。

２　運転する車の自動車登録番号又は車両番号

３　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　までの　　　　日間

４　契約金額　　金　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　円）

　　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　　　　円×　　　　日間）

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　立山町　　　　　　　選挙候補者

　　　住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

（見本５）

選挙運動用ビラ作成契約書

　立山町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　公職選挙法第142条に定めるビラ（　　　種類）

２　作成枚数　　　　　　　　枚

３　契約金額　　金　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　　円）

（単価　　　　円×　　　　枚）

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　立山町　　　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

（見本６）

選挙運動用ポスター作成契約書

　立山町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　公職選挙法第143条に定めるポスター

２　作成枚数　　　　　　枚

３　契約金額　　金　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　円）

（単価　　　　円×　　　　枚）

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　立山町　　　　　　　選挙候補者

住　所

　氏　名

乙　住　所

名　称

　代表者